

平成27年度第4回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 平成27年7月9日(火) 午後1時30分

2. 招集の場所 船岡庁舎 第2・第3会議室

3. 出席委員 会長 23番 藪田 幸雄
会長職務代理者 25番 田中 洋司
委員 1番 竹内 明子 2番 岡田 孝明
3番 多内 茂 4番 横山 和男
5番 岡本 達眞 6番 勝原貴美恵
7番 宮本彰太郎 8番 東口 守夫
11番 橋本金次郎 12番 木下祐一郎
13番 山崎 儀章 14番 岩見 正明
16番 田中 正則 17番 鎌谷 一也
18番 谷口與理幸 19番 木原君太郎
20番 有岡 正裕 21番 安藤 博子
22番 澤田 俊雄

4. 欠席委員 2名 24番 田中喜一郎 15番 古井 淳二

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名 4番 横山 和男 5番 岡本 達眞
第2 報告事項 農地法第3条の3第1項の届出書について
農地法第18条第6項の規定による通知書について
第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第5 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
第6 議案第4号 農用地利用配分計画案について
第7 議案第5号 八頭町農業委員会委員の担当区域の変更について
第8 その他

農業委員会事務局職員

事務局長 小林俊一 副主幹 蓮佛知香

6. 会議の概要

事務局	<p>本日の欠席者は、2名です。</p> <p>出席者数21名です。定足数に達していますので、平成27年度第4回八頭町農業委員会を始めたいと思います。</p>
議長（会長）	<p>（あいさつ）</p> <p>日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、4番横山和男委員、5番岡本達眞委員にお願いします。</p> <p>次に日程第2、報告事項ですが、私からはありません。</p> <p>委員さんで報告がありましたらお受けしたいと思います。</p>
委員一同	<p>（報告なし）</p>
議長（会長）	<p>無いようでしたら事務局でお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、報告を2件させていただきます。資料をご覧ください。</p> <p>報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。今月は3件です。記載事項がもれなく記載されており問題ないということで受理しました。</p> <p>報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告いたします。農地の貸借の合意解約です。今月は4件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして質問意見はありますか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>続きまして、日程第3議案第1号農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。</p> <p>議案第1号受付番号8-1について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請審議の件 受付番号8-1について説明します。</p> <p>土地の所在 破岩地内1筆 台帳地目 畑、現況地目 畑、面積73㎡ です。売買による所有権移転です。</p> <p>理由につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、売買されるということで、今回の話がまとまったものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、耕運機等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。</p>

保有している農地、10,546 m²の内 4,874 m²は貸付けされていますが、貸付農地は適切に耕作されていますので、全部効率利用要件には勘案しないものとします。自作地についてはすべて耕作されており、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

次に農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人からの聴取も行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積40アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果、57アールとなり、問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、野菜を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

なお、農地法第3条第2項第2号（農業生産法人要件）同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）については、審査対象外です。

議長（会長） この件につきましては、17番鎌谷委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

鎌谷委員 7月5日に現地確認をし、譲受人に面会をしました。受付番号8-1と9-2の農地は隣接した農地であり、山際の変形地です。
農機具は保有されており、譲り受けた農地はきちんと耕作されますので、2件とも問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定いたします。ただいま鎌谷委員から8-1、9-2の事前調査報告が同時にありましたので、事務局は9-2の説明をお願いします。

事務局 受付番号9-2について説明します。
土地の所在 石田百井地内1筆、破岩地内1筆 台帳地目 田、現

	<p>況地目 田です。合計面積 1,963 m²です。</p> <p>売買による所有権移転です。譲受人は受付番号 8-1 と同じ方です。</p> <p>理由、許可要件につきましては、先ほどの案件と同様です。</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、すでに事前調査報告がありましたが、委員さん方で質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>異議なしということで申請どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第 4 議案第 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について審議を行います。議案第 2 号 受付番号 5-1 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請審議の件。</p> <p>農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号 5-1 について説明します。</p> <p>受付番号 5-1 土地の所在地 山上地内 2 筆。台帳地目 田、現況地目 田 合計面積 4,542 m²。</p> <p>残土処分場・調整池を目的とする転用です。</p> <p>場所は、議案書の 3 ページから 5 ページに図面を付けています。</p> <p>土地利用計画図は 6 ページに、申請地の調整池図面は 7 ページに付けています。</p> <p>理由につきましては、申請地北側の土地に残土処分場を設置する計画であり、開設にあたっては森林伐採を伴いますので、雨水対策が必要となります。</p> <p>降雨ピーク時の雨量を制御し、下流域への水害防止を図るため、防災調整池を申請地に整備するものです。</p> <p>本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、ほ場整備のされた生産性の高い第 1 種農地に該当します。</p> <p>許可根拠ですが、申請に係る農地を隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものである</p>

こと。ただし事業の目的に供すべき土地の面積に占める第1種農地の面積の割合が3分の1を超えないものでなければならないというものです。

総事業面積59,086.09㎡に対し、申請地の面積は4,542㎡、約7.68%であり、この基準に該当します。

また、雨水等による災害から流域の農地を守るためには、申請地以外の土地をもって替えることは困難と判断しました。

資力及び信用についてですが、資力は予算書により確認しました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

許可を受けた後、遅滞なく申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がされなかったこと、また、処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、林地開発許可、埋蔵文化財事前協議、土地改良区同意、農振除外等の協議は終了しており問題ないと考えます。

申請に係る農地を一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、土地利用計画図からこの場合は該当しないと考えます。

申請に係る農地の面積が、申請の目的からみて適当と認められない場合は、許可しないこととなっておりますが、土地利用計画図から必要最小限の面積であり、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の営農条件に支障を及ぼす恐れがある場合には、許可しないことになっていますが、雨水排水は調整池と農業用排水路に流れるので、周辺の農地に影響はないと思われま。また、集団の農地を分断することもないので該当しないと考えます。

また、被害防除については、調整池に流出土砂を溜める機能を持たせるとともに、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

以上で説明を終わります。

議長（会長） この件につきましては、24番田中喜一郎委員に事前調査をお願いしていますが、欠席ですので事務局でお願いします。

事務局 田中委員から事前調査報告がありました。7月1日に現地確認を行い、問題ないと考えるところでした。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	異議なしということで申請どおり決定いたします。 以上で議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請審議を終わります。 続きまして日程第 5 議案第 3 号農用地利用集積計画案の決定について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 3 号農用地利用集積計画案の決定について 八頭町長から平成 27 年 6 月 25 日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。 議案書の 8 ページ、9 ページをご覧ください。 今月は新規 3 件です。面積は、田 4,993 m ² 畑 1,258 m ² 合計 6,251 m ² です。 3 件すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。
議長 (会長)	受付番号 184-1 から 186-3 について審議を行います。事前調査を行い、報告が必要な方はお願いいたします。
委員一同	(報告なし)
議長 (会長)	質問・意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	異議なしということで、受付番号 184-1 から 186-3 について申請どおり決定します。 以上で議案第 3 号農用地利用集積計画の決定についての審議を終了いたします。 続きまして、日程第 6 議案第 4 号農用地利用配分計画案につい

て、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号農用地利用配分計画案について。

八頭町長より平成27年6月22日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。

整理番号65-1について説明します。

この農地は今年の12月委員会で農事組合法人へ配分されたものですが、この度、鳥取県農業農村担い手育成機構と農事組合法人で合意解約の届出が提出され、新たに借り受け希望のありました方1名へ配分されるものです。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見ありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

意見が無いようですので、申請どおり承認してよろしいでしょうか。

委員一同

（異議なし）

議長（会長）

異議なしということで、案どおり承認いたします。

以上で日程第6議案第4号農用地利用配分計画案について審議を終了いたします。

続きまして日程第7議案第5号八頭町農業委員会委員の担当区域の変更について。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号八頭町農業委員会委員の担当区域の変更について。

議案書12ページをご覧ください。八頭中央土地改良区の解散に伴い失職された岩城委員の担当区域を、案のとおり鎌谷委員、谷口委員、東口委員へ振り分けさせていただきたいと考えます。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

意見が無いようですので、案のとおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

（異議なし）

議長（会長）	<p>異議なしということで、案のとおり決定いたします。</p> <p>以上で日程第7 議案第5号八頭町農業委員会委員の担当区域の変更について審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、日程第8 その他について事務局よりお願いします。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ●事前調査の担当委員について ●6月審議の転用案件について ●農地パトロール結果について ●次回 委員会は、8月10日（月）午後1時30分から船岡庁舎会議室で行います。 <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。</p>
鎌谷委員	<p>利用状況調査結果の船岡地域の地図をもらえないでしょうか。</p>
事務局	<p>データを反映した地図はまだできておりませんが、遊休農地筆の一覧でしたらお出しできます。</p>
鎌谷委員	<p>では、お願いします。もう一点、現在の農業委員制度は民主的で良い制度だと思っておりますが、国会では農業委員会に関する法律改正が進んでいます。農業委員会の機能が弱くなったり、転用がしやすくなったりするのではないかと懸念しております。今後の動向や取組について報告をしていただきたいです。</p>
事務局	<p>現在の動向については、全国農業新聞や県農業会議が発行していますとっとり農業会議情報に掲載されているとおりで。事務局としましても、それ以上の情報は現時点ではありませんが、今後も随時情報提供をしていきたいと思っております。</p>
議長（会長）	<p>その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。</p>
委員一同	<p>（なし）</p>
議長（会長）	<p>無いようですので、以上で第4回農業委員会を終了します。</p> <p>終了（14時20分）</p>